

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
法 務 ・ 法 人 局
法 制 文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次

規 則

- 北海道病院事業管理者が任免に関し知事の同意を要する職員を定める規則
.....（道立病院室） 1
- 北海道道立病院局における地方公営企業法第39条第2項に規定する知事が定める職
を定める規則.....（道立病院室） 1
- 北海道病院事業条例の一部改正に伴う関係規則の整備に関する規則....（道立病院室） 1

道病院事業管理規程

- 北海道道立病院局公示令達規程..... 2
- 北海道病院事業条例施行規程..... 2

規 則

北海道病院事業管理者が任免に関し知事の同意を要する職員を定める規則をここに公布す
る。

平成29年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第46号

北海道病院事業管理者が任免に関し知事の同意を要する職員を定める規則

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第15条第1項ただし書の規定により、病院事業
管理者がその任免について、あらかじめ、知事の同意を得なければならない主要な職員は、
北海道病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成29年北海道条例第3号）第2
条第3項の管理職手当の支給を受ける職員とする。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

北海道道立病院局における地方公営企業法第39条第2項に規定する知事が定める職を定め
る規則をここに公布する。

平成29年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第47号

北海道道立病院局における地方公営企業法第39条第2項に規定する知事が定める職を
定める規則

道立病院局に置かれる職のうち、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第39条第2項
に規定する知事が定める職は、北海道病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平
成29年北海道条例第3号）第2条第3項の管理職手当の支給を受ける職員の職とする。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

北海道病院事業条例の一部改正に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。
平成29年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第48号

北海道病院事業条例の一部改正に伴う関係規則の整備に関する規則

（北海道庁舎等管理規則の一部改正）

第1条 北海道庁舎等管理規則（昭和41年北海道規則第86号）の一部を次のように改正す
る。

第2条第1項中第7号を第8号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第3
号の次に次の1号を加える。

（4）道立病院局において使用する室 道立病院部長

別表中5の事項を6の事項とし、4の事項を5の事項とし、3の事項を4の事項とし、
2の事項の次に次の1事項を加える。

3 道立病院局において使用する室

（北海道職員倫理規則の一部改正）

第2条 北海道職員倫理規則（平成12年北海道規則第158号）の一部を次のように改正す
る。

別表第1中第25号を第26号とし、第17号から第24号までを1号ずつ繰り下げ、第16号の
次に次の1号を加える。

17 道立病院部長

別表第2中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の
次に次の1号を加える。

3 病院事業管理者

（次世代育成支援対策推進法の特定事業主等を定める規則の一部改正）

第3条 次世代育成支援対策推進法の特定事業主等を定める規則（平成17年北海道規則第19
号）の一部を次のように改正する。

表に次のように加える。

病院事業管理者	病院事業管理者が任命する職員
---------	----------------

(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則の一部改正)

第4条 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則（平成27年北海道規則第98号）の一部を次のように改正する。

表に次のように加える。

病院事業管理者	病院事業管理者が任命する職員
---------	----------------

(親子入院の入院手続等に関する規則の一部改正)

第5条 親子入院の入院手続等に関する規則（昭和36年北海道規則第187号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第2条の2第2項」を「第4条第2項」に改める。

(管理者が任免に関し知事の同意を要する職員を定める規則の一部改正)

第6条 管理者が任免に関し知事の同意を要する職員を定める規則（昭和39年北海道規則第23号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

北海道公営企業管理者が任免に関し知事の同意を要する職員を定める規則

「北海道公営企業管理者」を「公営企業管理者」に改め、各号中「企業局の」を削る。

(地方公営企業法第39条第2項に規定する知事が定める職を定める規則の一部改正)

第7条 地方公営企業法第39条第2項に規定する知事が定める職を定める規則（昭和40年北海道規則第115号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

北海道企業局における地方公営企業法第39条第2項に規定する知事が定める職を定める規則

「地方公営企業法」を「企業局に置かれる職のうち、地方公営企業法」に改め、各号中「企業局の」を削る。

(北海道病院事業条例施行規則等の廃止)

第8条 次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 北海道病院事業条例施行規則（昭和43年北海道規則第27号）
- (2) 北海道病院事業の財務に関する特例を定める規則（昭和43年北海道規則第40号）

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

道 病 院 事 業 管 理 規 程

北海道道立病院局公示令達規程を次のように定める。

平成29年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道病院事業管理規程第1号

北海道道立病院局公示令達規程

(趣旨)

第1条 この規程は、道立病院局における公示及び令達に関し必要な事項を定めるものとする。

(公示令達の種類)

第2条 公示及び令達の種類は、次のとおりとする。

- (1) 管理規程 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条の規定により制定するもの
- (2) 訓令 所管の機関又は職員に対し、一般的に命令するもの
- (3) 告示 一般に公示を要するもの
- (4) 訓 所管の機関又は職員に対し、個別的に命令するもの
- (5) 達 特定の団体又は個人に対し、許可等を取り消し、又は一方的に作為若しくは不作為を命令するために発するもの
- (6) 指令 申請等に対し、許可等を行うために発するもの

(公示令達の方法)

第3条 公示及び令達は、前条第1号及び第2号に掲げるものにあつては北海道公報に登載し、同条第3号に掲げるものにあつては北海道公報に登載し、又は掲示場に掲示し、同条第4号から第6号までに掲げるものにあつては文書によるものとする。

(委任)

第4条 この規程に定めるもののほか、公示及び令達に関し必要な事項は、病院事業管理者が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年3月31日から施行する。
- 2 この規程の施行の日前において地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第8条の規定により知事が行う公示及び令達の方法については、別に定めがあるもののほか、第3条及び第4条の規定の例による。この場合において、同条中「病院事業管理者」とあるのは、「知事」とする。

北海道病院事業条例施行規程を次のように定める。

平成29年3月31日

北海道病院事業管理規程第2号

北海道病院事業条例施行規程

(趣旨)

第1条 この規程は、北海道病院事業条例（昭和42年北海道条例第45号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(診療の申込み)

第2条 道立の病院（以下この条、第4条及び第5条において「病院」という。）において入院による診療を受けようとする者は、当該者と同一の世帯に属さない成年者で、原則として道内において、独立の生計を営むものを保証人として定め、別に定める入院申込書を当該病院の長（以下「院長」という。）に提出して申し込まなければならない。ただし、院長が保証人を立てることが困難な事情にあると認めた場合は、保証人を要しないこととすることができる。

2 病院において外来診療を受けようとする者は、別に定める外来申込書を院長に提出して申し込まなければならない。ただし、当該申込書の提出は、口頭での申込みをもって代えることができる。

(入所対象者)

第3条 条例第4条第1項の医療型障害児入所施設（次項、第9条及び第12条において「医療型障害児入所施設」という。）において児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第2項に規定する障害児入所支援（以下この項及び第9条において「障害児入所支援」という。）を受けることができる者は、同法第6条の2の2第3項に規定する肢体不自由のある児童であってその保護者が当該児童に係る同法第24条の3第2項の規定による障害児入所給付費を支給する旨の決定を受けているもの（当該決定に係る同条第4項の期間の範囲内において障害児入所支援を受けるものに限る。）とする。

2 医療型障害児入所施設において障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第8項に規定する短期入所（以下この項及び第9条において「短期入所」という。）を受けることができる者は、児童福祉法第4条第2項に規定する障害児であってその保護者が当該障害児に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第19条第1項の規定による介護給付費を支給する旨の決定を受けているもの（当該決定に係る同法第22条第7項に規定する支給量及び同法第23条に規定する支給決定の有効期間の範囲内において短期入所を受けるものに限る。）とする。

(利用者の遵守事項)

第4条 病院において診療を受ける者（次項、次条及び第6条において「利用者」という。）は、病院の利用につき、この規程及び当該病院の管理に当たる職員の指示に従うほか、特に次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 建物又は附属設備を汚染し、若しくは破損し、又はそれらのおそれのある行為をしないこと。

(2) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をしないこと。

2 院長は、前項の規定に違反する利用者に対し、病院の利用を禁止することができる。

(入院の拒絶)

第5条 院長は、入院による利用者が当該病院の収容施設の定員に達したときは、新たな入院を拒絶することができる。

(退院の命令)

第6条 院長は、第4条第2項の規定による場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、当該利用者に対し、退院を命ずることができる。

(1) 入院による診療の必要がなくなったとき。

(2) 使用料又は手数料を滞納したとき。

(管理者の定める率)

第7条 条例第9条第3項の管理者の定める率は、100分の108とする。

(管理者の定める使用料及び手数料の額)

第8条 条例第9条第6項の規定により病院事業管理者（以下この項及び第11条において「管理者」という。）の定める使用料及び手数料の額は、それぞれ次の表及び次項の規定により算定した額の合計額とする。

区 分		金 額	摘 要
分 べ ん 料	分べん介助料	138,000円	
	衛生材料	実費（消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額をいう。以下この表及び第12条において同じ。）	
	産科医療補償加算料	1児につき16,000円	
	おむつ、肌着等貸付料	1日につき640円（消費税法（昭和63年法律第108号）別表第1第8号に規定する助産に係る資産の譲渡等（以下この表において「助産に係る資産の譲渡等」という。）に該当する場合にあっては、600円）	
	紙おむつ料及び肌着等貸付料	1日につき640円（助産に係る資産の譲渡等に該当する場合にあっては、600円）	

	病衣貸付料	１日につき70円	
	新生児保育料	新生児室を利用する場合にあっては１日につき8,640円（助産に係る資産の譲渡等に該当する場合にあっては、8,000円）、新生児室を利用しない場合にある場合は１日につき6,040円（助産に係る資産の譲渡等に該当する場合にあっては、5,600円）	
	妊婦診察料	１回につき3,500円	
	一般健康診断料	１人につき12,850円	
	人間ドック検診料	１人につき32,400円	
	脳検診料	１人につき18,680円	
	肺がん検診料	１人につき1,400円	
	婦人科検診料（子宮・卵巣がん）	１人につき10,260円	
	死体検案料	１回につき3,990円	
	子宮内避妊器具の挿入及び除去料	挿入する場合にあっては使用した器具の実費に55,180円を加算した額、除去する場合にあっては21,380円	
	予防接種料	１回につき使用した薬剤の実費に3,240円を加算した額	
使 用 	配偶者間人工授精（ＡＩＨ）料	１回につき4,260円	
	乳房マッサージ料	１回につき使用した材料の実費に2,160円を加算した額	
	特別病室使用料	１日につき5,400円（助産に係る資産の譲渡等に該当する場合にあつては、5,000円）	
料	特別長期入院料	１日につき2,160円	保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等（平成18年厚生労働省告示第498号。以下この表において「告示第

使
用
料

				費用		
手 数 料	文 書	診断書	甲	1 通につき4,320円	各種保険、年金等の請求 に係る診断書その他の複 雑な診断書	
			乙	1 通につき3,240円		死亡診断書その他の普通 の診断書
			丙	1 通につき1,620円		
	料	証明書	甲	1 通につき2,160円	進学、就職、欠勤等に係 る簡単な証明書	
			乙	1 通につき1,620円		出生証明等に係る証明書
		診療費明細書		1 通につき2,160円	入院証明、期間証明等に 係る証明書	
		レントゲン複写料		フィルム 1 枚につき750円		
	診察券再発行手数料		1 枚につき100円			

- 2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、前項の表に定める金額は、同表の規定にかかわらず、それぞれ当該各号の定めるところによる。
- (1) 分べん介助を次に掲げる時間において行った場合 前項の分べん介助料の額にその100分の20に相当する額を加算した額
- ア 月曜日から金曜日まで（休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までをいう。イにおいて同じ。）を除く。）の午前6時から午前8時まで又は午後6時から午後10時まで
- イ 日曜日、土曜日又は休日の午前6時から午後10時まで
- (2) 分べん介助を午後10時から翌日午前6時までの間において行った場合 前項の分べん介助料の額にその100分の40に相当する額を加算した額
- (3) 多胎の分べん介助を行った場合 第2児以下1児を増すごとに前項又は第1号若しくは前号の分べん介助料の額に前項の分べん介助料の額の100分の60に相当する額を加算した額
- (4) 集団検診又は進学若しくは就職のために必要な一般健康診断を行った場合 前項の一般健康診断料の額の100分の80に相当する額
- (5) 同一の診断書又は証明書を2通以上同時に発行する場合 2通目以降の診断書又は証明書1通につき前項の文書料の額の100分の50に相当する額
- (6) 1通が2枚以上にわたる診療費明細書を発行する場合 2枚目以降1枚を増すごとに前項の診療費明細書の額に同項の診療費明細書の額の100分の50に相当する額を加算した額

3 国及び地方公共団体並びに社会保険団体等との間の特別の契約により行う診療、健康診査等に係る使用料及び手数料の額は、当該契約において定められたところによる。

（使用料及び手数料の納期）

第9条 使用料及び手数料のうち、患者及び医療型障害児入所施設において障害児入所支援又は短期入所を受ける者（以下この条及び第12条において「医療型障害児入所施設利用者」という。）の直接負担に係るものは、通院患者にあつては即納し、入院患者及び医療型障害児入所施設利用者にあつては毎月末日までの分を翌月20日までに納付しなければならない。ただし、入院患者の退院及び医療型障害児入所施設利用者の退所の場合は、その際納付するものとする。

（祭し料）

第10条 院長は、死体を解剖に付したときは、その葬祭を行う者に祭し料を交付する。

（委任）

第11条 条例第11条の規定により管理者の権限に属する事項のうち、次に掲げる使用料又は手数料の免除は、院長が行うものとする。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく保護を受けている者が国民年金法（昭和34年法律第141号）に基づく老齢基礎年金、障害基礎年金及び遺族基礎年金の受給権の裁定を受ける場合に必要とする国民年金法施行規則（昭和35年厚生省令第12号）に規定する診断書の作成交付に係る使用料又は手数料

(2) 児童扶養手当法施行規則（昭和36年厚生省令第51号）に規定する診断書の作成交付に係る使用料又は手数料

（費用）

第12条 医療型障害児入所施設利用者からは、児童福祉法第24条の2第1項に規定する入所特定費用又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第1項に規定する特定費用に相当する実費を徴収することができる。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。